

2019年度 らふたあ事業計画

『 居宅介護・重度訪問介護・同行援護・移動支援事業 』

2019年 4月 1日 ~ 2020年 3月31日

1) 利用者支援の具体的なあり方

『共通』

1. 家族や行政等の関係機関との連携を図りながら、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努め、地域生活を行えるように支援する。
 - ・居宅介護（身体介護、家事援助、通院介助）
 - ・同行援護（視覚障がい者の外出支援）
 - ・重度訪問介護（重度障がい者の身体介護、家事援助、外出支援等）
 - ・移動支援（屋外での移動に困難な障がいがある方の外出の支援）
 - ・重度障害者入院時コミュニケーション支援（入院時における医療機関との意思疎通を図る支援）
 - ・介護保険（訪問介護）
 - ・福祉有償運送（移動支援を目的とする補助、及び移送のみの希望にも応える支援）
2. 指定相談支援事業所との連携を図り、居宅介護支援計画及び訪問介護計画の作成を行う。
3. 居宅介護支援計画及び訪問介護に基づいた支援の提供を行う。

2) サービス提供について

『共通』

1. 営業日・時間
 - ・月曜日～金曜日（但し、国民の休日、12月29日（日）～1月4日（土）は除く）
 - ・9時～18時
2. サービス提供可能な日・時間
 - ・月曜日～日曜日
 - ・24時間
3. 法人内利用者について
 - ・はなのこみち入居者の余暇を充実させるため、利用者と共に積極的に移動支援の計画をたて、支援する。
 - ・はなのこみち入居者の入浴をバック施設の職員に応援してもらい支援する。
 - ・モンキーばなな、サニー・サイトのご家族の高齢化に伴い、緊急事態にすぐ対応できるよう利用者の入浴介助など居宅支援を進めていく。

3) 新規利用者受け入れ予定

1. 各区基幹相談や指定相談事務所からの問い合わせに対して、職員の配置状況や登録ヘルパーの稼働状況等をふまえた上で検討を行い、適宜契約を行っていく。また、現利用者のニーズ整理を行い、指定相談事業所などの関係機関と連携を図りニーズに沿った支援を行っていく。
2. 介護保険（訪問介護）事業は、障害福祉サービス同様に新規利用者の契約増を行っていくべく、登録ヘルパーの空き状況（特に障害分野と重ならない時間帯）を把握し、利用者と登録ヘルパーのマッチングを行っていく。また、障がい支援から介護保険に移行される利用者に関しても、介護支援専門員などの関係機関と連携をはかり、本人のニーズに沿った支援を行っていく。

4) 職員について

- 1.情報を共有し、同じ方向性を持ち、対応する組織づくりをする。
- 2.サービス提供責任者の力量を上げるために、研修会への積極的な参加や内部での研修を通じて、利用者の状況や希望を常に把握していく。また、専門資格（同行援護、行動援護等）の取得に向け、積極的に講習への参加を行っていく。
- 3.サービス提供責任者3名体制（専従1名・兼任2名）で現利用者の連絡・調整等、様々な相談にきめ細かく対応を行い、必要に応じて、指定相談支援事業所や他の関係事業所と連携を図りニーズに応えていく。また、事務所内業務も各担当を設け一人一人の職員が責任を持って行っていく。
- 4.登録ヘルパーが行っている支援の助言、伝達、指導を行い、質の高い支援の実現に繋げる。また月に2度行っているヘルパー会議で研修の時間を設け、専門的な知識、技術の向上に努めていく。
- 5.登録ヘルパーがより多く、事業所に顔を出して、情報交換できる場を提供する。
- 6.定期的に行われる移動支援ネットワークに参加し、常に最新の情報を入手する事を心掛け、利用者、登録ヘルパーへの情報提供に努めていく。また、同ネットワーク主催で行われる研修等にも積極的に参加していく。
- 7.全職員が健康診断を受け、健康状態の維持と異常の早期発見、治療を行っていく。また、登録ヘルパーへ健康診断の受診を促していく。
- 8.特定事業所加算の取得に向けて、連絡体制の徹底を行う。

5) 登録ヘルパーについて

- 1.多様化する利用者からのニーズに答えきれていない現状があるため、平成31年度も積極的に登録ヘルパーの新規採用を行う。他法人・事業所の日中系職員に働きかけ、登録していただけるように交流を図っていく。さらに、既存の登録ヘルパーの業務以外を掘り起こし、サービスの提供に努めていく。また、専門的な資格（介護福祉士等）を取得しやすい環境づくりを行い、専門的知識、技術等の向上に協力していく。
- 2.新しい登録ヘルパーを対象とし、職員又は熟練したヘルパーによる同行訪問を実施する。
- 3.訪問時に利用者的心身の変化が生じた場合、速やかに管理者及びサービス提供責任者に連絡を行い、適切な対応を行っていく。